

制定年月日 2015年12月1日
改定年月日 2025年3月1日

配付管理番号

株式会社第五電子工業行動基準

企業行動基準

社会から信頼される企業となることをめざし、適正な利潤と、公正、誠実で透明性の高い事業活動を行うとともに、持続可能な社会の形成に貢献する企業で有るための行動指針として定めたものが「株式会社第五電子工業行動基準」（以下、本基準という。）です。また、得意先からの要求がある RBA 行動規範の内容を遵守する事を明記します。当社の社員や取引先についても評価し問題のある場合は是正勧告を行う事とする。

1・法令の遵守

株式会社第五電子工業の役員・従業員・パートタイマー（以下社員という。）の一人一人が、本基準にのっとり、生命・安全とコンプライアンス（法令・社会規範・倫理の遵守）を最優先とするという基本方針のもと、環境・人権・地域社会との調和等を重視した地球内企業として、健全で質の高い経営の実現を目指します。

2・人権・労働

- ① 人権に関する国際規範を理解し、基本的人権を尊重します。又、児童労働、強制労働を認めません。また人種差別や移動の制限や拘束等は一切行いません。
- ② 人種、宗教、性別、国籍、心身障害、年齢、性的指向等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント（職場のいじめ、嫌がらせ）等の人権を侵害する行為を認めません。
- ③ 上記のような行為があった場合には、適切な処置を講じます。また、調達先に於いても、行為が認められる場合は、改善を求めています。
- ④ 宗教信仰の自由を認めます。宗教上の慣習等にも配慮します。また、平和集会等への参加も妨げるものではありません。すべての自由意思を尊重します。
- ⑤ 労働組合の結社の自由を認めます。また必要とあらば、団体交渉にも応じます。

3・安全と衛生

会社は安全および衛生に関し、社員の危険防止と保健の為に必要な措置を講じ、作業環境の改善に努めます。

- ① 会社は年 1 回定期的に健康診断を行う。社員は会社が実施する健康診断を受けなければならない。
- ② 会社は必要に応じ、社員に安全および衛生に関する教育を行う。社員は会社が行う教育を受けなければならない。
- ③ 会社は定期的に 5 S 会議を開き、活動実践報告をする。
- ④ 会社は定期的に B C P 会議を開き、活動実践報告をする。

4・環境

環境に関する法令、協定、指針、自主基準等を遵守します。

- ① 国内で定める（㉞化学物質審査規制法㉟労働安全衛生法㊱毒物及び劇物取締法）製造禁止物質の不使用。RoHS（特定有害物質使用制限）指令や KES 環境マネジメントシステムを取り入れ、改善点を洗い出し、実践します。社内はもちろん、仕入先・加工先にも、遵守していただく。
- ② 会社は必要に応じ、社員に環境に関する教育を行う。社員は会社が行う教育を受けなければならない。

5・公正取引・倫理

反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断します。

- ①反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶します。調達先に於いても、関与が認められる場合は改善を求めています。
- ②社員に対して経営方針等を正しく伝え、製品・サービスの不正確な情報を提供しません。
- ③社員のモラルの向上及び一体感の醸造を図ります。
- ④情報の財産価値を認識し、会社情報を秘密として管理します。又その不適正な開示、漏洩、不当利用の防止及び保護に努めます。
- ⑤ 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した社員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取り扱いをしません。
- ⑥下請法を遵守し違法な利益追求は行わないように徹底を図っていきます。
- ⑦常に公正な取引を行い、賄賂や利益供与等の不正な取引は一切行いません。これを遵守しない社員は処罰の対象とします。